

熊本県熊本地方の地震により被害を受けられた皆さまへ

このたびの熊本県熊本地方の地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

【1】医療機関等への受診について

被災して保険証を紛失あるいはご自宅に残したまま避難され保険証がない場合でも、医療機関等の窓口で次の事項を申告すれば、健康保険で受診できることになっています。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③連絡先(電話番号等)
- ④お勤め先の事業所名

【2】保険証の再交付について

保険証を紛失された方には、再交付を行います。できるだけ速やかに再交付申請の手続きをしてください。

(70歳以上の方で高齢受給者証を紛失された場合も再交付を行います。)